

令和7年12月17日

門真市議会議長
松本 京子 様

総務建設常任委員会
委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第73号 市道路線の認定について
- 2 議案第74号 (仮称) 浜町みらい公園整備工事請負契約の一部変更について
- 3 議案第79号 門真市営住宅の指定管理者の指定について
- 4 議案第80号 門真市東部大阪都市計画地区計画（北島西・北周辺地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 5 議案第85号 門真市建築基準法施行条例の一部改正について
- 6 議案第87号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

審査日：令和7年12月5日（金）

○議案第74号 （仮称）浜町みらい公園整備工事請負契約の一部変更について
(議案の内容)

7年6月23日門真市議会第2回定例会において議決のあった（仮称）浜町みらい公園整備工事請負契約について、契約金額「1億7701万2000円」を「1億8015万5800円」に改める。

(主な質疑と答弁)

問	仮称浜町みらい公園整備工事の契約金額が増額となったが、主な変更内容は。
答	同公園出入口の側溝に設置している敷鉄板について、学校からの要望も踏まえ、安全性の向上のため、埋め込み式の鋼製グレーチングに変更することや公園と里道等の境界を明確にするブロックの数量を追加するものである。
問	同公園整備工事の進捗状況は。
答	現在、敷地造成工事がおおむね完了し、ベンチなどの休養施設や複合遊具等の遊戯施設の設置工事等を行っており、8年3月の竣工を予定する。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第79号 門真市営住宅の指定管理者の指定について

(議案の内容)

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 本町住宅 (2) 寿住宅 (3) 新橋住宅 (4) 千石西町住宅 (5) 四宮住宅 (6) 下馬伏住宅
- (7) 北岸和田住宅 (8) 三ツ島住宅 (9) 北島住宅

2 指定管理者となる団体

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

代表取締役 福田 慎太郎

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問	指定管理者の指定に至った概要は。
答	門真市営住宅について、8年度から5年間の指定管理者を公募したところ、説明会には2者の参加があったが、実際の応募は1者となった。 選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、基準点を満たしたことから日本管財株式会社を指定管理者の候補者とした。
問	説明会に参加した企業が応募しなかった理由は。
答	人員確保の課題が理由の一つと聞き及んでいる。

問	府営住宅の移管により市営住宅の管理戸数が増加しているため、指定管理については全市営住宅を一つの範囲とせず、分割募集することで複数の応募が見込まれると考えるが、今後の検討は。
答	5年後の募集時には、府営住宅の3次移管分も含め約3400戸の維持管理業務となることが想定されることから、今後、指定管理者の公募について、他市事例も含め調査研究していく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第80号 門真市東部大阪都市計画地区計画（北島西・北周辺地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

(議案の内容)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（北島西・北周辺地区）の区域内における建築物に関する制限を定める。

(主な質疑と答弁)

問	北島西・北地区関連の地区計画を7月1日の都市計画審議会に諮るまでの手続の流れは。
答	当該都市計画素案に関する説明会を6年11月23日に開催し、17人の参加があった。その後、都市計画案に関し、2人から公述申出があったため、12月18日に公聴会を開催した。
問	説明会や公聴会での意見の概要は。
答	市街化区域編入に伴う農地保全の考え方や余剰地部分に住民が避難できる一定規模の公園を確保してほしいなどの意見があった。
問	余剰地部分におけるホテルや工場等の制限について、市の考えは。
答	余剰地部分については、本市において土地利用の制御が可能であることからホテルなどの制限はしていない。
問	将来、余剰地部分が民間の土地となった場合には、ホテルなどの建築が可能となるが、市の見解は。
答	当該用地を処分する必要が生じた場合は、売払い等の際に条件を付すことや周辺のまちづくりの状況、売払い規模を勘案し、都市計画変更等を検討する。

(その他の質疑項目)・業務代行予定者から提案のあったスタジアムの検討状況について

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第87号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7970万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ885億246万8000円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：職員確保・定着支援事業

職員確保推進事務委託料	198万円
債務負担行為：職員確保推進事務委託	1364万円】

問	職員確保・定着支援事業の概要は。
答	1点目は、公平な職員採用の推進と市が求める人材像にあった職員の採用を目的に、職員採用試験の面接において、新たにA I面接を導入するものである。 今回の補正予算では、7年度中に実施予定のシステム構築に係る初期費用として職員確保推進事務委託料を計上し、加えて実際のシステム使用に係る委託料の債務負担行為を8年度と9年度に計上している。 2点目は、職員のエンゲージメントのより一層の向上を目指し、各職員のエンゲージメントをスコアとして可視化して、組織や各職場の特徴や課題を分析し、管理職がマネジメントに役立てることができるシステムの導入を考えており、8年度当初予算への計上を検討している。
問	A I面接を導入する経緯と目的は。
答	民間企業も含めた採用活動の活発化等により、本市も採用試験の受験者数が減少傾向にある中、優秀な人材の確保に向け、従来の教養試験や専門試験等の公務員試験の廃止や録画面接による受験者全員の面接の実施等、これまで人物重視による採用を進めてきた。 そのような中、第1次試験での受験者全員の録画面接において、面接官が無意識に持つ偏りなどを排除し、採点の公平性を向上することで、より市が求める人材像に合った職員を採用するものである。
問	導入による効果は。
答	面接の公平性の向上と採点業務の効率化により受験期間の短縮も可能となり、受験者の負担軽減を期待している。
問	導入した自治体の状況は。
答	本市が見込んでいる効果に加えて、A Iが高評価とした受験生は、面接官による評価も特に高かったなどと聞く。
問	職員確保推進事務委託料の財源は。
答	事業費の2分の1は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、残る2分の1は交付税措置を予定している。
問	国からの交付金は9年度までと聞くが、10年度以降の実施の見込みは。
答	A I面接を実施する8年度と9年度において、A Iと面接官による評価の差異の検証、採用試験の受験者数、受験者の満足度及び業務の効率化等の費用対効果を総合的に勘案した上で、継続の可否を判断していく。

【歳出：門真南ルート運行事業 46万1000円】

問	循環バスについて、7年7月からの運行区域拡大後の、乗車人数の状況は。
答	直近7年8月からの3か月間の平均は655人であり、拡大前の2倍以上の増となっている。
問	乗車定員超過で積み残しが発生していると聞くが、解消策は。
答	今後このような状況が増加する場合、バスの大型化等も含め適切な対応を検討していく。
問	一部のルートで度々遅延が発生していると聞くが、遅延解消のため、利用されないバス停の整理やルート変更等を検討する予定は。

答	今後も継続して運行状況の分析を行い、渋滞を回避するルート変更や、バス停の整理統合、また、これらの変更に対応したダイヤ改正について、8年度からの本格運行に向けて、地域公共交通会議での議論を踏まえて検討していく。
問	運行経費の一助として、バスの内外に広告を掲出し、協賛金を得る仕組みの導入の考えは。
答	バス停を設置している商業施設等に協賛を求め、広告をバス車両外観へラッピングして運行する仕組みを検討しているが、条件面で折り合うことができず、実施には至っていない。
問	比較的地味との声がある循環バスの外観について、市の見解は。
答	今後、運行車両の更新時に検討するとともに、引き続き協賛事業者による車両へのラッピングの導入も検討していく。

【歳出：密集市街地整備事業

交通広場整備に伴う杭撤去工事 4028万4000円

土地区画整理事業に係る清算金 885万4000円】

問	古川橋駅北側の交通広場の整備に当たり、地中くいの撤去に至った経緯は。
答	交流広場の整備に伴い、地権者と移転交渉を進めてきたが、引き続き古川橋駅北側で事業を行いたいとの意向が示されたことから、交通広場予定地の一部に移転する予定となった。当初、交通広場予定地には、整備に影響がないとの判断で地中くいを存置していたが、一部を地権者用地とするため、土地利用に影響がある範囲でくい撤去を実施するものである。
問	幸福東土地区画整理事業における清算金の概要は。
答	換地計画を取りまとめるに当たり、事業区域界の一部が一般の宅地に不向きな不整形な土地となることから、新たに本市の宅地として換地を行う必要が生じたことで、従前の権利価格を上回るため清算金が発生するものである。

(その他の質疑項目)・乗合タクシー運行事業の導入経過と変更点について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第73号及び第85号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和7年12月17日

門真市議会議長
松本 京子 様

民生水道常任委員会
委員長 滝井 稔元

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第75号 (仮称) 門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約の一部変更について
- 2 議案第77号 門真市立文化創造図書館の指定管理者の指定について
- 3 議案第78号 門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について
- 4 議案第81号 門真市印鑑条例の一部改正について
- 5 議案第82号 門真市保健福祉センター条例の一部改正について
- 6 議案第86号 門真市立学校施設設備使用条例の一部改正について
- 7 議案第87号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項
- 8 議案第88号 令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第89号 令和7年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第90号 令和7年度門真市水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第91号 令和7年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

審査日：令和7年12月8日（月）

○議案第75号 （仮称）門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約の一部変更について
(議案の内容)

5年3月22日門真市議会第1回定例会において議決のあった（仮称）門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約について、契約金額「70億5107万1489円」を「76億5366万4025円」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	仮称門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約の一部変更の理由と経緯は。
答	人件費や建築資材の高騰に伴う工事請負契約の金額の変更であり、7年6月議会で補正予算として議決後、請負業者と請負代金額の変更協議を行ってきた。 内容を府内関係課で確認・精査し、本議会において、契約変更の議案として提出した。
問	変更後の契約金額の財源内訳は。
答	国土交通省都市構造再編集中支援事業費補助金16億2492万5000円、市債59億6589万9800円、森林環境基金6252万3000円、一般財源31万6225円である。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第77号 門真市立文化創造図書館の指定管理者の指定について

（議案の内容）

1 指定管理者に管理を行わせる施設

門真市立文化創造図書館

2 指定管理者となる団体

枚方市岡東町12番2号

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

代表取締役 高橋 誉則

3 指定する期間

令和8年2月1日から令和13年3月31日まで

（主な質疑と答弁）

問	門真市立文化創造図書館KADOMADOの指定管理者の選定において、事業者からの提案内容は。
答	運営方針として「誰もが集える、使える、開かれた場所にする」、「質の高い学び、門真ならではの学びを創る」などが示されており、誰もが気軽に立ち寄れ、読書だけでなく、活動や学びなど、様々な利用目的で訪れる人を受容できる過ごしやすく居心地の良い場所を目指す内容となっている。
問	具体的な取組内容は。
答	子どものための創造性や非認知能力を育むクラフトラボ、子どもたちの社会的価値につな

がる資質や能力を育むテックラボに加え、調理室等各諸室を活用した地元企業や関係団体等との協働による学びのコンテンツ構築等が挙げられる。

問 利用者確保の取組は。

答 KADOMADOは、1階から4階まで書架が配置され、1階にカフェ、2階に多目的室、3階に学習室とテックラボ、4階にはこども図書館とクラフトラボなど、本だけでなく様々な学びの仕掛けが各階に配置されており、子どもから大人まで多くの人に利用してもらえるものと考える。

また、様々な世代に向けたイベントを開催する予定であり、告知については積極的にSNSなどで発信し、可能な限りオープンな空間で実施することで、来館者の目に触れる機会を作り、リピーターを増やすよう努める。

問 選定委員会委員から出た意見は。

答 現在、門真図書館で実際に指定管理者として業務に従事している経験から、門真市の図書館の課題を適切に認識しており、本を通じて、地域や図書館の課題解決を図ろうとしている点や、テックラボ、クラフトラボにおける地元企業との連携について魅力的であるなどの評価のほか、適切な管理運営となるよう、市と指定管理者が一体となって取組を進めてほしいなどの意見があった。

問 KADOMADOの図書館において想定する人員配置は。

答 施設運営業務管理運営水準において、図書館長や館長代理、図書館業務責任者、図書館カウンター担当の業務従事者の配置を求めている。

また、指定管理者からは、図書館長以下の責任体制を整え、司書を含むスタッフを配置し、開館中は必ず責任者を置く運営体制が示されている。

問 同図書館における図書分類法は。

答 2階の文学・小説と3階の一般書を日本十進分類法で、1階の日常生活に関わりの深い資料と4階の児童書をライフスタイル分類とする予定である。

問 民間が経営すると収益を求めるため、人員削減等、図書館に配置される人数の変動でサービスが低下しないよう、市としてチェックするべきと考えるが、その認識は。

答 管理・運営基準書において業務報告書を毎月提出することや連絡調整会議を開催し事業進捗や結果、報告により情報共有等を行う。

また、同基準書で利用者アンケートを実施し、図書館サービスの質が確保されるようチェックしていく。

(討論) 賛成討論あり

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第82号 門真市保健福祉センタ一条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市保健福祉センター内の診療所における内科・小児科の土曜日の診療を廃止する。

(主な質疑と答弁)

問 門真市保健福祉センタ一条例の一部改正の内容は。

答 土曜日夜間及び日、祝日、年末年始に開設している門真市保健福祉センター内の診療所に

おける内科・小児科について、近年、土曜日夜間診療の受診者数が減少しているため、8年4月1日から廃止するものである。	
問	元年度からの土曜日夜間の内科・小児科の受診者数は。
答	元年度286人、2年度60人、3年度55人、4年度35人、5年度44人、6年度131人、7年度が11月末時点で75人である。
問	6年度の受診者が増加した要因は。
答	インフルエンザの流行や年末年始の12月28日と1月4日が土曜日であったことが背景にあると考える。
問	周知方法は。
答	条例改正案の議決後、市ホームページやSNS、デジタルサイネージに掲載するとともに、市役所や保健福祉センターなどの市内公共施設にポスター掲示し、速やかに情報提供をしていく。
問	同センター診療所に代わり土曜日夜間に受診できる医療機関の情報を広く周知することが重要と考えるが、市の見解は。
答	北河内こども夜間救急センターや中央急病診療所等、休日・夜間の急病の際の受診先のほか、救急安心センターおおさか#7119や小児救急電話相談#8000、大阪府の救急医療情報センターなどの救急医療相談窓口についても市ホームページや保健事業のご案内において掲載するとともに、ポスターの掲示を行っており、今後も引き続き適切な受診につながるよう周知に努める。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第86号 門真市立学校施設設備使用条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市立水桜学園の設置等に伴い、門真市立学校の施設設備の使用料に関する見直しを行う。

(主な質疑と答弁)

問	水桜学園体育館の貸出しについて、異なる点は。
答	現在、学校体育館は床面積の関係上、1団体のみに使用を許可しているが、新たに設置する水桜学園の体育館は、床面積も広く、バスケットコートを2面設置できることから、半面ずつ使用し、同時に2団体使用することが可能となる。
問	水桜学園体育館におけるエアコン使用料設定の考え方。
答	水桜学園の体育館にはガス式ビル用マルチエアコンを設置予定であり、実際のエアコンの燃料消費量やガス発熱量等を基に算定し、門真市使用料及び手数料の見直しに関する指針に基づき、受益者負担として1時間当たり200円と設定した。
問	水桜学園以外の学校体育館のエアコン設置状況は。
答	現在、門真はすはな中学校のみである。
問	学校体育館の夜間使用の運用方法は。
答	門真はすはな中学校を除く市内小・中学校は現在機械警備のため施設使用の際は、各使用団体が校門や体育館入口を解錠施錠しており、水桜学園も同様の運用を予定する。

問	学校体育館の夜間使用による周辺地域への影響は。
答	現在、社会体育団体への開放時間は22時までとしているが、近隣から体育施設の明かりや騒音等、夜間使用そのものに対する意見等はない。 また、社会体育団体に対し学校や近隣住民から利用に対する苦情や意見があった場合は、生涯学習課において代表者に確認の上、注意や指導を行っており、今後も学校施設であることを十分理解し利用するよう、団体会員も含め周知徹底に努めていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第87号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7970万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ885億246万8000円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：がん患者のアピアランスケア支援事業

　　ウィッグ等補整具給付費 30万円

　　通信運搬費 2000円】

問	がん患者のアピアランスケア支援事業におけるウィッグ等補整具給付費について、7年度当初予算の申請見込み件数は。
答	50件を想定していた。
問	同給付費の算出根拠は。
答	6年度は年間40件程度と推測し、7年度はこれを上回る可能性も考慮した。
問	今回の増額に至った経緯は。
答	7年9月までの申請実績が27件と当初の想定を上回り予算不足が見込まれたことから、新たに上限2万円の15件分と通信運搬費を歳出予算に計上する。
問	市民に十分な支援が行き渡るよう8年度以降も堅実な取組の継続を求めるが、市の考えは。
答	ニーズの高い事業であることから、引き続き周知に努めるなど、がん治療を行う多くの市民が活用できるように取り組んでいく。

【歳出：カドマツーリズム d e 商業振興事業

　　キャッシュレスキャンペーン等業務委託料 2996万8000円】

問	キャッシュレスキャンペーン等業務委託料の内訳は。
答	キャッシュレスキャンペーンや飲食店等マップ作成などの事業費及びキャッシュレス還元分の費用である。
問	7年8月8日から31日まで実施したキャッシュレスキャンペーンにおける決済金額の実績は。
答	d払い、au PAY、楽天PAY、AEON PAYを合わせて約13億3200万円である。
問	本事業の実績は。
答	キャッシュレス還元分として、約2億800万円の実績を見込んでいる。

問	本事業の効果について、市の見解は。
答	長期に及ぶ物価高騰の影響を受ける事業者に対する支援策として一定の効果があつたものと認識している。
問	商業のさらなる活性化に向けて、今後も商業者支援策の検討が必要と考えるが、市の見解は。
答	本事業の実施に加え、従前より商店会等の市内商業団体が実施するイベントなどに対する支援を実施しているところである。今後においても引き続き地域経済のさらなる活性化を図る効果的な商業者支援に努めていく。

(その他の質疑項目)・国民年金システムの改修目的について

・保健福祉センターのLED化のスケジュールについてなど

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第90号 令和7年度門真市水道事業会計補正予算（第3号）

(議案の内容)

資本的支出は1億139万4000円減額し、31億3193万1000円とする。

また、継続費の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【資本的支出（継続費）：泉町浄水場新ポンプ棟築造工事外 総額21億3435万6000円】

問	泉町浄水場新ポンプ棟築造工事外の事業概要は。
答	水道施設の機械・電気設備の経年化が課題であることから、既存の水道施設の撤去後に新たな機械・電気設備を設置するためのポンプ棟を新設する事業である。
問	増額となった主な要因は。
答	物価高騰等に伴う増額及び防音振動対策を考慮した工法変更によるものである。 特に、防音振動対策について、工事説明会で近隣住民から強く要望があり、重機により破碎する「圧碎工法」から連続的に穴をあけてコンクリートを切断する「連続コアボーリング工法」に変更するとともに、官民境界付近及び撤去する構造物周辺に防音壁を設置して、できる限り防音振動対策を講じたことによるものである。
問	増額費の内訳は。
答	物価高騰等により約7700万円、防音振動対策として約3億8900万円となっている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第89号「令和7年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、介護保険システム改修の概要などについて、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、議案第78号、第81号、第88号及び第91号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和7年12月17日

門真市議会議長
松本 京子 様

文教こども常任委員会
委員長 深井 弘晃

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第76号 (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約の一部変更について
- 2 議案第83号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 3 議案第84号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 4 議案第87号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

審査日：令和7年12月9日（火）

○議案第87号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7970万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ885億246万8000円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：病児・病後児保育事業 △2171万3000円】

問	現在、市内で病児保育事業を実施している施設は。
答	スマイルこどもクリニック病児保育「すまいるーむ」である。
問	過去3年間の病児保育事業における利用者数は。
答	4年度607人、5年度944人、6年度1001人である。
問	利用者数が増加しているにもかかわらず、同事業の拡充をやめ減額補正に至った経緯は。
答	子ども・子育て支援施設整備交付金の交付要件について、施設側に一部交付要件を満たしていないことが判明し、その後、同交付要件を満たすことが可能か調整してきたが、国の交付申請の最終期限までに交付要件を満たすことができないとの回答があったためである。

【歳出：小学校費 学校予算配当事業 光熱水費 878万3000円

中学校費 学校予算配当事業 光熱水費 107万4000円】

問	小・中学校の光熱水費が不足するに至った主な要因は。
答	主な要因は電気料金の見直しによる電力量単価の値上げである。また、夏の猛暑で各校のエアコン使用期間が例年より長くなったことに伴う電気使用量の増加も要因の一つである。
問	補正予算額の算出方法は。
答	電気料金は6年度上半期と7年度上半期を比較した場合の増加率を算出し、それを6年度下半期の実績に掛け合わせ、7年度の下半期の想定使用料金を算出した。 その上で、現在確保している光熱水費予算との差額を不足額として算出したものである。

（その他の質疑項目）・教師用教科書等の補正予算の概要について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第76号、第83号及び第84号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。